

平成23年5月31日
住友生命保険相互会社

東日本大震災の被災地域の契約者に対する
保険料払込猶予期間の再延長等のお取扱いについて

弊社では、東日本大震災により被災されたお客さまへの特別取扱いとして、保険料払込猶予期間の延長を実施しておりますが、これまでの被災地の復旧・復興状況を踏まえ、下記のとおり、追加の特別取扱いを実施いたします。

記

1. 保険料払込猶予期間の再延長

災害救助法適用地域（※）で保険料をお払い込み中のご契約については、保険料払込猶予期間延長のお申出がない場合でも、ご契約が有効に継続するよう猶予期間を自動的に最長で平成24年1月4日まで延長するお取扱いをいたします。

2. 猶予した保険料の払込期日に関する特別取扱い

保障をご継続されるためには、上記1.の猶予期間分の保険料を猶予期限までにお払込みいただく必要がございます。

しかしながら、延長後の猶予期間までに猶予した保険料全額のお払込みが困難な場合には、原則として、平成24年1月より継続して保険料をお払い込みいただくことにより、保険料の払込期日を平成24年10月31日までといたします。

なお、猶予期間分の保険料は分割してお払込みいただくことも可能です。

（取扱い対象のご契約）

上記お取扱いは、「東日本大震災」にかかる災害救助法適用地域（※）で、すでに保険料払込猶予期間の延長を行っており、その期間に通常通りの保険料の払込みをいただけないご契約を対象に実施いたします。

（※）大量の帰宅困難者の発生を受けて災害救助法の適用となっている東京都は除きます。

以上

<お問い合わせ>

スマセイコールセンター 0120-307-506

受付時間 月～金曜日 午前9時～午後6時

土曜日 午前9時～午後5時（日・祝日・年末年始を除く）